

議案第 号

工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

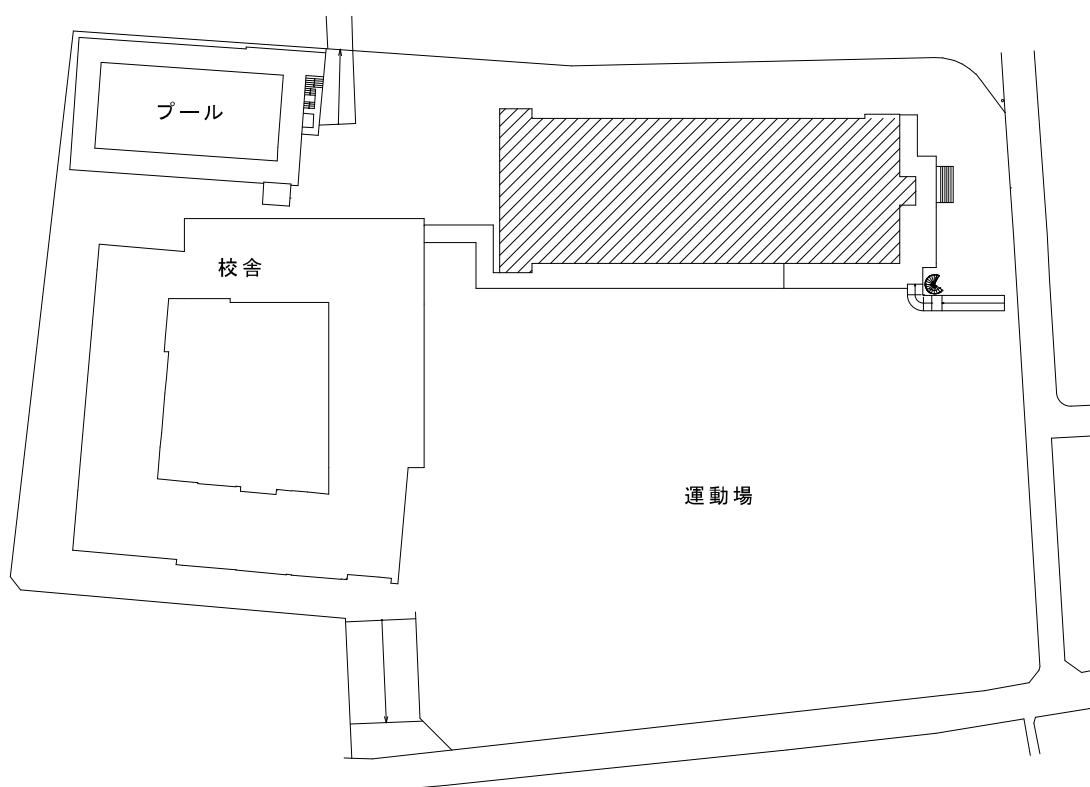
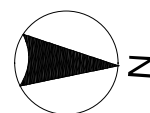
令和元年12月 日提出

宇部市長 久保田 后子

記

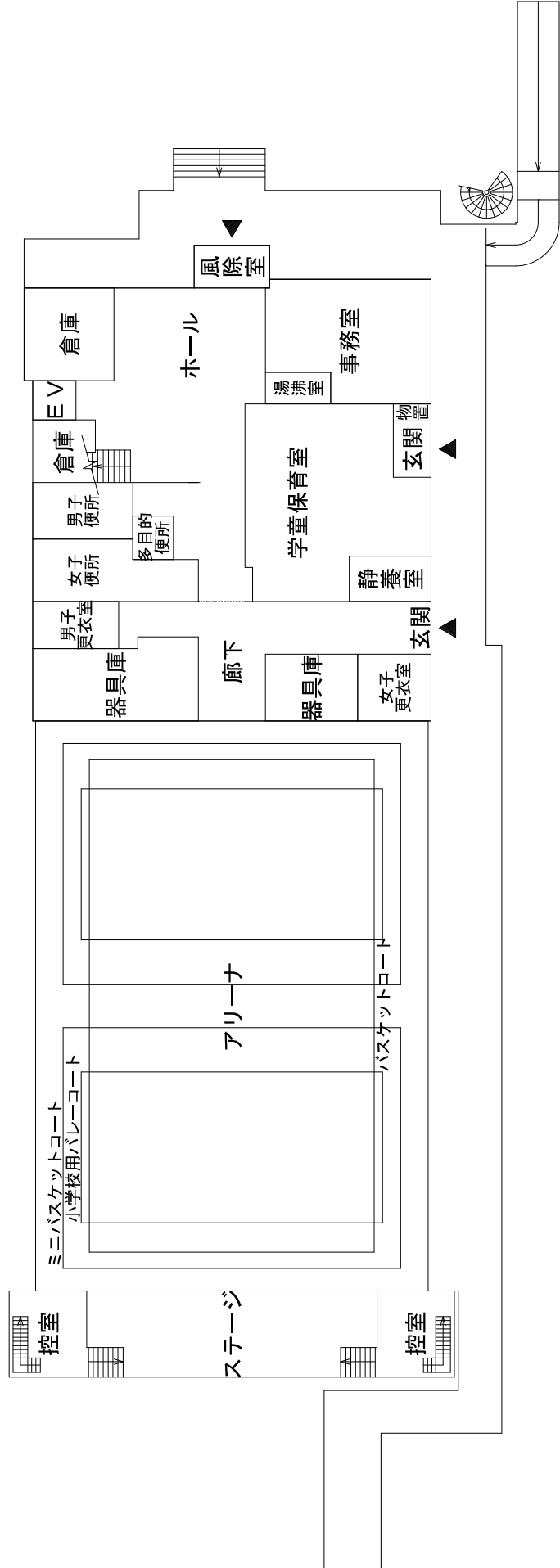
- 1 工 事 名 岬小学校複合施設改築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市松山町五丁目8番10号
- 3 請 負 金 額 一金 543,400,000円也
（うち消費税額及び地方消費税額 49,400,000円）
- 4 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 5 工 事 の 概 要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て
延べ面積 1,710.11㎡
- 6 契 約 の 相 手 方 新光産業・大栄建設・高砂工務店共同企業体
代表者 宇部市厚南中央二丁目1番14号
新光産業株式会社
代表取締役社長 古 谷 博 司
宇部市北琴芝二丁目12番1-2号
大栄建設株式会社
取締役社長 原 田 毅
宇部市岬町一丁目3番2号
株式会社高砂工務店
代表取締役 宮 本 達 郎

議案第 号参考図



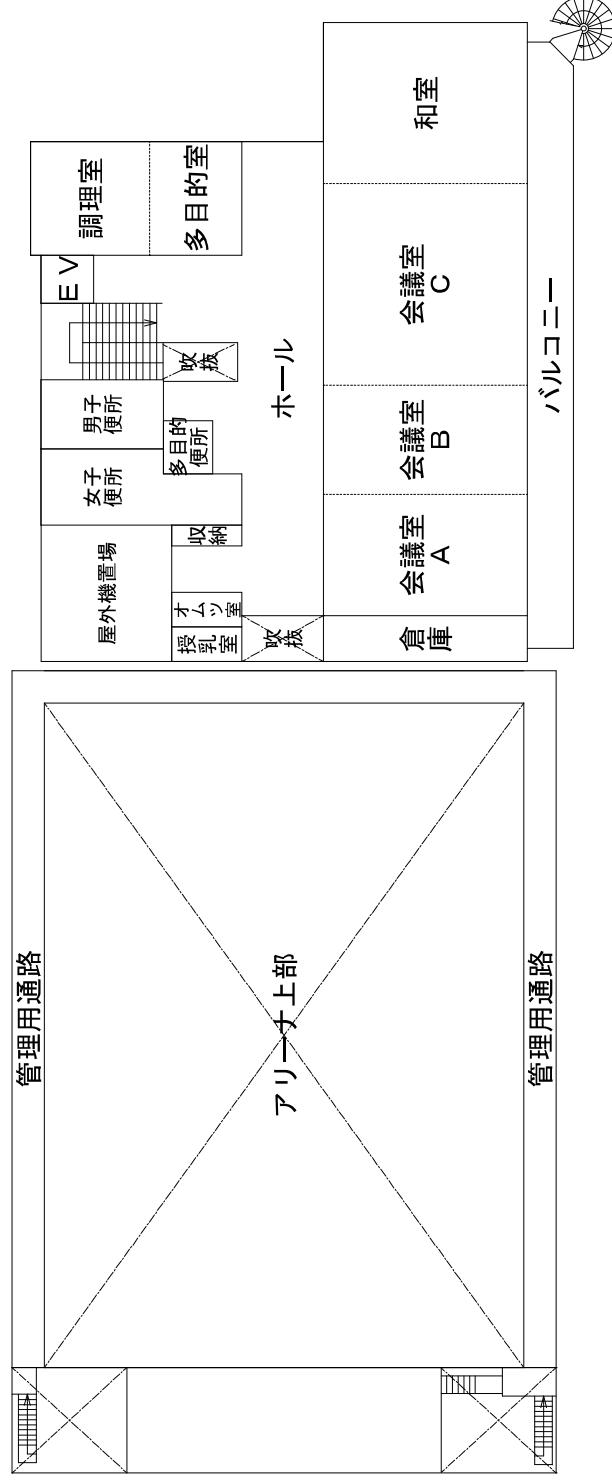
凡	例
	工事箇所

配置図
S=1:1,000



【延べ面積】

屋内運動場	907.43㎡
ふれあいセンター	695.81㎡
学童施設	106.87㎡
合 計	1,710.11㎡



2 階 平 面 図 S : 1 / 300

議案第 号

宇部市公民館条例廃止の件

宇部市公民館条例（昭和二十五年条例第三十八号）を次のように廃止する。

令和元年十二月 日提出

宇部市長 久保田 后子

宇部市公民館条例は、廃止する。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

「説明」

社会教育に係る公民館機能をふれあいセンターに統合することにより、地域の特性を活かした地域づくりを進めるとともに、地域と学校の連携・協働体制を強化していくものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

第五条 公民館に、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験者

3 委員は、十人以内とする。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（昭六〇条例七・一部改正、平一六条例七二・旧第四条繰下・一部改正、平二四条例一二・一部改正、平三〇条例三三・旧第十一条繰上）

（委任）

第六条 この条例に定めるものを除くほか、公民館の管理及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

（昭六〇条例七・旧第七条繰上・一部改正、平一六条例七二・旧第六条繰下・一部改正、平二四条例一二・旧第十三条繰上、平三〇条例三三・旧第十二条繰上）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月八日条例第七十二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

（厚狭郡楠町との合併に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に楠町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和四十九年楠町条例第九号）の規定により同日以後の使用の許可を受けている者に係る当該使用については、同条例の規定による取扱いの例による。

3 平成十七年三月三十一日までの間、宇部市船木ふれあいセンターについては、改正後の第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、休館日は月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とし、開館時間は午前八時三十分から午後十時までとする。

附 則（平成三十年七月三日条例第三十三号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宇部市公民館条例

昭和二十五年七月三十一日

条例第三十八号

(設置)

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第二十一条
第一項の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(昭六〇条例七・平一六条例七二・一部改正)

(名称及び位置)

第二条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇部市東岐波ふれあいセンター	宇部市大字東岐波字向山三八二九番地
宇部市西岐波ふれあいセンター	宇部市床波六丁目五番二三号
宇部市厚南ふれあいセンター	宇部市厚南北一丁目二番二四号
宇部市原ふれあいセンター	宇部市大字妻崎開作字中内濱一九九〇番地
宇部市厚東ふれあいセンター	宇部市大字棚井字高野原六八番地二
宇部市二俣瀬ふれあいセンター	宇部市大字車地字寮ノ河内一七三番地
宇部市小野ふれあいセンター	宇部市大字小野字山根八二九四番地四
宇部市船木ふれあいセンター	宇部市大字船木字中市一七九番地一

(昭六〇条例七・平八条例三九・平一〇条例二八・平一六条例七二・平一八条
例三五・平二二条例四一・一部改正)

(職員)

第三条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。

(昭六〇条例七・全改、平一六条例七二・一部改正)

(開館日及び開館時間)

第四条 公民館は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日ま
での日（以下「休館日」という。）を除き、毎日開館する。

2 宇部市教育委員会（以下「委員会」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に
必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないこと
ができる。

3 公民館の開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

4 委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、前項の開館
時間を変更することができる。

(平一六条例七二・追加)

(公民館運営審議会)